

平成31年 第1回臨時会

浪江町議会会議録

平成31年2月4日 開会

平成31年2月4日 閉会

浪江町議会

平成31年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（2月4日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号から議案第10号の一括上程、説明	6
議案第1号の質疑、討論、採決	17
議案第2号の質疑、討論、採決	17
議案第3号の質疑、討論、採決	18
議案第4号の質疑、討論、採決	18
議案第5号の質疑、討論、採決	20
議案第6号の質疑、討論、採決	20
議案第7号の質疑、討論、採決	21
議案第8号の質疑、討論、採決	21
議案第9号の質疑、討論、採決	22
議案第10号の質疑、討論、採決	22
閉会の宣告	25

浪江町告示第4号

平成31年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成31年1月25日

浪江町長 吉田 数博

- 1 日 時 平成31年2月4日（月） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 工事請負契約の締結について
(浪江町交流・情報発信拠点施設建設工事)
 - (2) 工事請負契約の締結について
(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構）)
 - (3) 工事請負契約の締結について（橋梁災害復旧工事（満開橋）)
 - (4) 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第1期）)
 - (5) 工事請負契約の変更について
(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）)
 - (6) 工事請負契約の変更について
(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備）)
 - (7) 工事請負契約の変更について
(請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備）)
 - (8) 工事請負契約の変更について
(南棚塩地区災害復旧その1工事)
 - (9) 工事請負契約の変更について
(南棚塩地区災害復旧その2工事)
 - (10) 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第5号）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	石紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	石紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	石平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	石渡本泰彦君
11番	松田孝司君	12番	石山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	石泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	石馬場績君

不応招議員（0名）

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成31年第1回浪江町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成31年2月4日（月曜日）午前9時開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設建設工事） |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構）） |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 工事請負契約の締結について（橋梁災害復旧工事（満開橋）） |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第1期）） |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）） |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備）） |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備）） |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 工事請負契約の変更について（南棚塩地区災害復旧その1工事） |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 工事請負契約の変更について（南棚塩地区災害復旧その2工事） |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第5号） |

出席議員（15名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	紺野榮重君
6番	紺野則夫君	7番	佐々木勇治君
8番	平本佳司君	9番	佐々木恵寿君
10番	渡邊泰彦君	11番	松田孝司君
12番	山本幸一郎君	13番	山崎博文君
14番	泉田重章君	15番	佐藤文子君
16番	馬場績君		

欠席議員（1名）

5番 半谷正夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	本間茂行君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長	清水佳宗君	まちづくり整備課長	三瓶徳久君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	横山秀樹	主幹兼次長	吉田厚志
書記	鎌田典太郎		

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

平成31年第1回浪江町議会臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々をはじめ、長期にわたる避難生活によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

傍聴される方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は15人であります。

半谷正夫君から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、16番、馬場績君、1番、大浦泰夫君、2番、石井悠子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

◎議案第1号から議案第10号の一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設建設工事）から日程第12、議案第10号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第5号）までを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号から日程第12、議案第10号までを一括議題とします。

日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設建設工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。

それでは、議案第1号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設建設工事について、「浪江町交流・情報発信拠点施設建設事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式に係る審査委員会」において選定事業者として決定した、『浪江町交流・情報発信拠点施設特定建設工事共同企業体』代表事業者 株式会社安藤・間東北支店 常務執行役員支店長 月津肇と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第1号 工事請負契約の締結について。

契約の目的、浪江町交流・情報発信拠点施設建設工事。

施設の箇所は、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。

契約の方法は、公募型プロポーザル・デザインビルド方式にて選定のうえの随意契約。

契約金額は、19億3860万円、うち消費税に係る額は1億4360万円でございます。

契約の相手方、浪江町交流・情報発信拠点施設特定建設工事共同

企業体 代表事業者 宮城県仙台市青葉区片平1丁目2番32号、株式会社安藤・間東北支店 常務執行役員支店長 月津肇。

工期は、議会の議決を得た日から平成33年3月15日まででございます。

次のページ、議案第1号参考資料1をご覧ください。こちらが交流情報発信拠点のプロポーザルによる提案のイメージ図でございます。中段は配置図でございます。

左にあります地場産品販売施設の内容は、記載のとおりでございます。地域振興施設右のほう内容は、以下に記載のとおりでございます。

次に、参考資料2をご覧ください。事業者選定について、ご説明申し上げます。

選定方法は、公募型プロポーザル・デザインビルド方式により行いました。事業概要、次に事業者の選定結果、その中で一次審査は資格要件、基本的事項、建設費等について審査いたしまして、第二段階には技術提案書の書類審査をいたしました。二次審査におきましては、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行いました。委員の構成は記載のとおりでございます。

裏のページをご覧ください。審査スケジュールは、平成30年10月から平成31年1月23日まで行いました。1グループから提出書類を受領いたしまして、評価点は200点満点のうち147点。その200点満点の配点は160点が企業実績、技術者の実績、価格などでございます。二次審査の40点はプレゼンテーション・ヒアリングです。

審査結果、株式会社安藤・間東北支店を代表者とする共同企業体を選定事業者とすることで決定いたしました。共同企業体の構成といたしましては、設計工事管理事業者として、関・空間設計、施工事業者といたしまして、安藤・間並びに東北工業建設でございます。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第2号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締

結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） ご説明いたします。

1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、9720万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額720万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から平成31年8月30日まで。

議案資料をご覧ください。この図面の中で桃色に着色しているところが、今回の工事の範囲です。格子の線が入っているところがアスファルト舗装で、面積は5338㎡です。斜線の部分がコンクリート舗装で3041㎡。それと赤線で書いてあるのが雨水排水側溝219.7mのほか受水槽置き場、砕氷機基礎などがございます。

次の資料2をご覧ください。こちらは、入札の状況となっております。

以上よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結について（橋梁災害復旧工事（満開橋））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第3号 工事請負契約の締結について、ご説いたします。

本案は、橋梁災害復旧工事（満開橋）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、橋梁災害復旧工事（満開橋）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字藪内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、5508万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額408万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から平成32年1月31日。

続きまして、資料1をご覧ください。左手下にあります工事概要についてご説明いたします。

橋長が90m、幅員が4.8m、主桁端部補修1カ所、端横桁補修1カ所、下部工補修2基、下部工再構築1基、支承交換18基、架設道路49.5m。

続きまして、資料2をご覧ください。入札の執行結果表であります。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第1期））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第4号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、本庁舎改修工事（第1期）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億2960万円ですが、967万8960円を増額し、1億3927万8960円に、また、工期は平成31年3月15日ですが、延長し、平成31年3月28日に変更するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。

議案書をご覧くださいと思います。

1、契約の目的、本庁舎改修工事第1期。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、1億2960万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額960万円。変更後、1億3927万8960円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1031万6960円。

5、契約の相手方、浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社 代表取締役 戸川聡。

6、工期、変更前、平成30年9月12日から平成31年3月15日。

変更後、平成30年9月12日から平成31年3月28日でございます。

次に、議案第4号資料をご覧くださいと思います。資料右側に主な変更工事概要を記載してございます。

まず、仮設工事については、庁舎外壁改修工事のため設置しております枠組足場について特に庁舎南側にガラス面が多く、設置数量を減するものでございます。数量といたしましては、記載はございませんが、数字は490掛け平方メートルほどの減となります。

次に、防水改修工事については、庁舎3階中庭の水切り具材補修の追加でございまして、水切りを10カ所ほど追加いたします。さらには外壁改修工事については、外壁タイル張り替え面積の増で、面積に対しますと60.5㎡ほどの追加でございまして。

いずれも工事施工に当たりまして、改修箇所状況を精査確認し、より施工効果を確保するため、施工内容、施工数量等を変更するもので、契約金額については967万8960円の増額。

工期については、作業工程の追加のため3月28日まで延長するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第5号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第5号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は8億5320万円ですが、1591万5960円を増額し、8億6911万5960円に、また、工期は平成31年3月22日ですが、延長し、平成31年7月31日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） ご説明いたします。

- 1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）。
- 2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前、8億5320万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額6320万円。変更後、8億6911万5960円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額6437万8960円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設・佐藤商事特定建設工事共同企業体 代表 横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、変更前、平成30年1月22日から平成31年3月22日。

変更後、平成30年1月22日から平成31年7月31日。

次に、資料をご覧ください。変更理由については、基礎工事を進めている中で地中に波消しブロックが埋まっていることがわかり、杭の位置をずらしたり、補強工事、鋼矢板の切断、障害物の除去などの工事が必要となったため、工事費の増加となっております。また、これに対応するために工期の延長が必要となりました。

具体的な変更内容については、図面の中で赤い丸が地中障害物による杭芯ずれ箇所、12カ所、青い丸が地中障害物により全周機での掘削箇所、8カ所、四角の破線は杭芯ずれによる基礎補強工事9カ所など、記載のとおりでございます。

工期についても、終わりが平成31年3月22日を平成31年7月31日としたいということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第6号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第6号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は3億484万9440円ですが、257万9040円を増額し、3億742万8480円に、また、工期は平成31年3月22日ですが、延長し、平成31年7月31日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、3億484万9440円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2258万1440円。変更後、3億742万8480円、

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2277万2480円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡大熊町大字小入野字向畑175番地3、双葉設備工業株式会社 代表取締役社長 半谷智栄。

6、工期、変更前、平成30年1月22日から平成31年3月22日。

変更後、平成30年1月22日から平成31年7月31日。

議案資料をご覧ください。変更理由は、浄化槽設置工事を進めていく中で地中に波消しブロックが埋まっていることがわかり、障害物の除去や山留めの鋼矢板を一部変更することが必要となったため、工事費の増加となりました。

また、本体工事である請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）において工期の延長が必要となりました。当契約の機械設備工事も密接に関係することから、本体工事にあわせて工期の延長をしたいと思います。

変更内容の具体的なものですが、追加工事として障害物撤去処分として6 t、鋼矢板切断等が4枚、山留め・腹起し等一式でございます。

工期については、変更前が平成31年3月22日を、変更後平成31年7月31日としたいものです。

よろしくをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第7号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第7号 工事請負契約の変更について、ご説いたします。

本案は、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備）について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は平成31年3月22日ですが、延長し、平成31年7月31日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億3986万円、うち取引に係る消費税及び地方消

費税の額1036万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字立野字荒屋敷69番地2、株式会社横電 代表取締役 横山政治。

6、工期、変更前、平成30年1月22日から平成31年3月22日。

変更後、平成30年1月22日から平成31年7月31日。

議案資料をご覧ください。変更の理由ですが、工事内容としては、まったくかわっておりませんが、本体工事である請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）において工期の延長が必要となりました。電気設備工事も密接に関係することから、あわせて工期を平成31年7月31日まで延長したいものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第8号 工事請負契約の変更について（南棚塩地区災害復旧その1工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第8号 工事請負契約の変更について、ご説いたします。

本案は、南棚塩地区災害復旧その1工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は2億2356万円ですが、1573万8840円を増額し、2億3929万8840円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、南棚塩地区災害復旧その1工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、2億2356万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1656万円。変更後、2億3929万8840円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1772万5840円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、平成30年1月22日から平成31年3月22日。

議案資料1をご覧ください。この工事は1工区と2工区に分かれておりまして、まず1工区からご説明いたします。

変更理由としては、農地復旧工事について地権者との工事内容の調整がとれたため、農地復旧工、田が増加となりました。それによって施工面積が田が14.03haから14.62haと、0.59ha増加しました。

畑については、増減ありません。

次に、資料2をご覧ください。1工区の中で災害査定地には、津波の影響により用排水路が埋まっている状況でございました。その後、環境省の除染作業により、用排水路の被災状況が確認できるようになり、調査の結果、復旧工事が必要となったため、工事延長の増加となるものでございます。

変更前が229.4m、調査の結果573.6m、344.2mの増加となります。

次に、資料3をご覧ください。2工区でございます。ここについては面積としては田、畑共に変更ありません。

資料4をご覧ください。2工区においても環境省の除染作業のあとに用排水路の被災状況が確認できるようになったため、復旧工事の増加となるものでございます。

変更前が437.4mを541.4mに変更し、104mの増加となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第9号 工事請負契約の変更について（南棚塩地区災害復旧その2工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第9号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、南棚塩地区災害復旧その2工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は3億132万円ですが、511万9200円を増額し、3億643万9200円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、南棚塩地区災害復旧その2工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、3億132万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2232万円。変更後、3億643万9200円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2269万9200円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、平成30年1月22日から平成31年3月22日。

次に、資料をご覧ください。資料1です。先ほどのその1工事と

同様に農地復旧工事において、地権者との工事内容の調整がとれたため、赤い枠の部分、田んぼと畑でございますが、増加となっております。

ほかに他事業での利用予定や地権者の移行により、青で囲った部分、田んぼと畑でございますが、これが減となっております。その結果、面積としては田で変更前が26.82ha、変更後26.32haで0.50haの減となります。畑は2.47haが2.50haになりまして、0.03haの増加となります。

次に、資料2をご覧ください。先ほどの議案と同様に用排水路の被災状況が確認できたため、工事延長の増加となっているものでございます。変更前が245.5m、変更後911.2m、665.7mの増加となっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第10号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第10号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を393億2147万1000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。8ページをご覧くださいと思います。款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金9000万円の減でございます。

補正理由については、棚塩産業団地に整備を予定しております木材製造拠点建築工事の継続費変更に伴う、福島再生加速化交付金の減でございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金3000万円の減、こちらについても同じく木材製造拠点建築工事の継続費変更に伴う繰入れ減でございます。

なお、継続費の変更については、後ほどご説明申し上げたいと思います。

次に、歳出についてご説明申し上げます。9ページ、款7商工費、

項1 商工費、目7 企業誘致促進費1億2000万円の減、これについては昨年10月にプロポーザル方式により施工業者を公募し、提案者がなく不調となっておりました木材製造拠点建築工事について施工方法を見直し、建築工事と木材製品生産機器の購入とに分けて再度発注するため、歳出予算の組み替えを行うものでございます。

そのため委託料2億円、工事請負費13億2000万円をそれぞれ減額し、木材製品生産機器購入費として14億円を新たに予算計上するものでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思えます。まず、第2表、継続費の補正でございます。変更といたしまして、款7 商工費、項1 商工費、事業名、木材製造拠点建築工事につきまして、歳出補正で説明いたしましたとおり、建築工事と木材製品生産機器購入とに分離発注するため、工事請負費から公有財産購入費へ一部予算の組み替えを行うものでございます。それに伴い、継続費総額及び年割額を減額するものでございます。

続いて、款11災害復旧費、項2 農林水産業施設災害復旧費、事業名、南棚塩地区農業用施設等災害復旧工事その1及びその2については、農地所有者の協議、あるいは現場の状況等によりまして、農地及び水路等の復旧箇所を変更するものであります。それに伴い、継続費総額及び平成30年度年割額を増額するものでございます。

次に、継続費の追加でございます。款7 商工費、項1 商工費、事業名、木材製品生産機器導入事業については、木材製造拠点建築工事から分離し、木材製品生産機器を購入するに当たり、発注から製品購入まで数年を要することが見込まれるため、記載のとおり新たに継続費として総額及び年割額を定めるものでございます。

次に、5ページ、第3表は繰越明許費の追加でございます。記載の2事業を追加するものでありまして、款8 土木費、項4 都市計画費、事業名、都市計画用途区域変更事業については、変更対象区域の確定に、同じく旧請戸共同墓地跡地利用構想策定事業については、事業内容の変更や一部変更など、それぞれ計画策定に時間を要し、年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（紺野榮重君） ここで、総務常任委員会及び産業・建設常任委員会開催のため、11時まで休議します。

委員各位にお知らせします。総務常任委員会は第1委員会室、産業・建設常任委員会は、第2委員会室に各常任委員会委員長が指定する時間にご参集願います。関係課長についても出席をお願いします。

(午前 9時42分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前 11時00分)

○議長（紺野榮重君） これより議案審議を行います。質疑については、現に議題となっている事件に対して疑問点を質すものでありますから、質疑に徹するようにしてください。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設建設工事）を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これより、議案第1号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設建設工事）を採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第2号 工事請負契約の締結について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（外構））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第3号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結について（橋梁災害復旧工事（満開橋））を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第3号 工事請負契約の締結について（橋梁災害復旧工事（満開橋））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第1期））を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 議案第4号の説明資料によれば、外壁改修工事で足場を施工し、調査点検をしたところ、張り替えが必要な箇所が発見されたということですが、外壁改修工事も含めて今回の庁舎改修についてどのような調査をされたのでしょうか。
極めて単純な箇所だと思うのだが、そのところ。
- 議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

外壁改修工事については、外側のタイル張りの改修工事でありまして、主に目視によりますひび割れ等の改修必要箇所を確認して設計を組みました。実際、施工にあたりましては、このように足場を組みましてハンマーで叩くといひますか、実際のそういった調査を行いました。そうすると、表面上ひび割れなくても中の剥離等がみられているとか、そういった落下の可能性のあるようなところが新たに発見されたということで、改修工事を増やしたところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 結果として調査不十分ということで改めて追加という形で外壁改修工事をすると、多くの町民が出入りするわけですから安全な建物にする必要があると、今回の工事に異論はありません。

ただ、外壁改修工事が必要だということで改修工事に着手したわけだけれども、目視による調査だったので今回不十分さがわかったということなんです。

従って、別な見方をすれば今までも不十分な状態、不十分というよりも落下の危険もあったということですよ。とすれば私は、やはり別な案件でもいろんな問題は出たのだが、調査を詳しくやると費用がかかるといふ問題も一方では発生すると思うのだが、こういう公共物の補修工事については、発注する段階で建物の安全イコール町民の安全という立場から、しっかりした調査設計を求めるべきだと思います。

今後の改善の意向も含めて見解を確認しておきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。今回も庁舎の当初設計よりもより安全にといひますか、耐用性を確保すると、そういった意味で工事の内容等の追加見直しを行ったところでございます。

おっしゃるとおり、設計段階ででき得る限り詳細な調査も必要だと認識してございますので、今後、庁舎改修工事については来年度以降も継続して計画してございます。そういった意味では、来年度の設計段階においては、さらに詳細な調査等も検討に入れながら適切な設計をしていきたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第4号 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第1期））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第5号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第5号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第6号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第6号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（機械設備））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第7号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第7号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備））を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第7号 工事請負契約の変更について（請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（電気設備））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第8号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第8号 工事請負契約の変更について（南棚塩地区災害復旧その1工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第8号 工事請負契約の変更について（南棚塩地区災害復旧その1工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第9号 工事請負契約の変更について（南棚塩地区災害復旧その2工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第9号 工事請負契約の変更について（南棚塩地区災害復旧その2工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第10号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、山崎君。

○13番（山崎博文君） 予算書5ページの第3表、都市計画用途区域変更事業についてなのですが、提案の際にどこの区域か出しましたか、そこを確認したいと思います。多分提案理由の際は、変更区域の確定事業だということの提案だったと思うので、これは交流・情報発信拠点整備に伴う区域変更なのか、そこを一度確認したいと思います。

それで、まちづくり整備課の所管であれば、私たちの所管ですが、そこまで今日委員会ではいかなかったもので、質問したいと思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

議案説明の際は区域の確定ということでございますが、場所は交流・情報発信拠点の用地でございます。

○議長（紺野榮重君） 13番、山崎君。

○13番（山崎博文君） それでは、区域の見直しを例えば第1種何々から何々と、どういう見直しをされるのか。

それと、私が過去に一般質問した経過があるので、区域は震災前に確定しているものであって、震災後しっかり復興の足かせになってはいけないというような一般質問もしましたので、今後区域変更について、例えば上ノ原から西側とかそういうしほりがあるものから、見直しについては今後されるのかどうか、全体的な町の構想で構いません、特定の場所ではなくて、それをあわせてお伺いします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 今回の見直しは先ほど答弁したとおり、交流・情報発信拠点の建物建築に当たりまして用途の見直しをするものであります。町の復興事業の妨げになる場合の見直しを今回するわけでありまして、各戸の見直しについては現在のところは考えていないという状況です。

現在、第1種住居区域となっておりますところを、確定ではありませんが、準工業地域にということで考えております。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

3番、高野君。

○3番（高野 武君） 5ページ、第3表の繰越明許補正費ということで、旧請戸共同墓地跡地利用構想策定事業ということで629万7000円。先ほど、私の所管ではありますが、時間が足りなかったもので質問させていただきます。

先ほどの説明の中で事業内容の変更ということで全額繰り越しになっていますが、どういう形での全部事業内容の変更か。また、繰り越し全額使用していないようですから、本年度の事業予算書の中でこれだけの予算を計上して、繰り越しになっているということはどんな事業をしたのか。

また、その中で内容変更とはどうなのかをお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

旧請戸共同墓地跡地利用構想策定事業については、昨年12月に一度入札にかけたところでありまして不調となりまして、改めまして期間を今年と来年と継続してその策定事業に当たりたいということ

で、予算の繰り越しの計上をしたところであります。

中身については、今後入札後にそういった事業策定をしていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 3番、高野君。

○3番（高野 武君） 中身はこれから検討ということではありますが、一応予算計上してある限りでは、当然中身等も審査の対象になっていたとは思いますが、それがまた入札不調になったから再度審議し直すということは、前の計画では通らなかったから再度別な見直しということですか、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 事業の中身を見直すということではなくて、事業を策定する期間がなくなってしまったので継続をするということで、中身の変更ではないということです。

○議長（紺野榮重君） 3番、高野君。

○3番（高野 武君） 中身の変更ではないということは、先ほどの本会議場の中で事業内容の変更ということの説明だったのですが、それと、予算計上して期間がかなり経っているその間にどういう対応か、いろんな形でのやり方があったとは思いますが、何もやっていなかったような気がするのですが、私個人としては。その辺が、本会議での説明で内容変更ということであったのですが、ちょっと腑に落ちない点がありますが、その辺もう一度確認したいと思いますので、お願いします。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 今のことについてなのですが、入札不調になった原因というのが、一つは期間、実施の期間の問題がございまして、その期間の延長をするというのが一つの理由でございます。

その中身の変更というのはございませぬという中身については、これからその場所をどう設計していくかということに対する今回の入札でございませぬ。

中身については、これから地元のご意見等々をお伺いしながら、どういうものかというものを今度考えていくという中身でございませぬので、一つの最大の理由は、地元の意向を聞く、さらにはどういうものをつくるかという時間が短いということがありまして、再度入札にかけるという内容でございませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第10号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上で、本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成31年第1回浪江町議会臨時会を閉会します。

（午前11時24分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成31年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 馬 場 績

署名議員 大 浦 泰 夫

署名議員 石 井 悠 子